

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	職員情報システムの修正について
----	-----------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 総務部職員課 ）  
担当係 給与係 担当者 中江 内線（2372）

## 事業の概要

事業名	職員情報システム
担当課	総務部職員課
目的	新宿区職員の人事・給与・福利厚生管理
対象者	新宿区職員、再任用職員、非常勤職員
事業内容	<p>新宿区職員、再任用職員及び非常勤職員の人事管理・給与支給・福利厚生事業等を円滑に行うため、平成6年度より職員情報システムを導入している。</p> <p>システムで管理する職員の人数、処理概要は下記のとおり。</p> <p>1. 新宿区在職職員数(平成19年4月1日現在)</p> <p style="padding-left: 2em;">特別職 3名、常勤職員 2,883名、再任用 79名、 非常勤職員(再雇用・事業費非常勤) 803名</p> <p>2. 処理概要</p> <p style="padding-left: 2em;">人事管理 採用・退職、勤務状況、休暇・休職、昇任昇格(昇給)、人事履歴、 証明書、定数・現員、研修</p> <p style="padding-left: 2em;">給与支給 給料計算、報酬計算、通勤手当、住居手当、扶養手当、管理職手当、 期末勤勉手当、所得税、住民税、超過勤務手当、地内旅費、給与振込、 年末調整、共済費、社会保険料、退職手当</p> <p style="padding-left: 2em;">福利厚生 共済組合・特別区互助組合・職員互助会(資格等管理)、各種控除金 (保険料、財形貯蓄、貸付金等)、被服貸与、職員住宅、食券購入</p>

## 件名 職員情報システムの修正 について

保有課 (担当課)	総務部職員課
登録業務の名称	人事管理、職員の給与
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区職員・再任用職員・非常勤職員</p> <p>2 記録項目 退職手当(退職手当ポイント)、勤務評定(業績評価点、能力評価点、一次評定、二次評定)、児童手当(児童生年月日、対象児童、該当区分)、職員証顔写真、通勤経路、年末調整(保険料控除、住宅借入金等特別控除)</p> <p>3 記録するコンピュータ 職員情報システムサーバ(職員課OAルーム内設置)</p>
新規開発・追加・変更の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の制度改正により、退職手当ポイント、勤務評定の管理機能を追加する。</li> <li>・国の法改正により、児童手当支給要件が変わるため、児童手当管理情報を追加する。</li> <li>・システムの機能向上により、職員証顔写真及び通勤経路情報を追加する。また、年末調整について、各種控除申告情報を管理する。</li> </ul>
新規開発・追加・変更の内容	<p>条例・制度改正によるもの 退職手当(退職手当ポイント 追加登録) 勤務評定(業績評価点、能力評価点、一次評定、二次評定 追加登録)</p> <p>法改正によるもの 児童手当(児童生年月日、対象児童、該当区分 追加登録)</p> <p>システム機能向上によるもの 職員証顔写真、通勤経路、年末調整(保険料控除、住宅借入金等特別控除) 追加登録</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	データの追加入力・登録は、職員が行う。
新規開発・追加・変更の時期	平成19年7月